

審査基準と標準処理期間

処 分 名	火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の再交付		
根拠法令名	火薬類取締法	(条項)第17条第8項	
基準法令名		(条項)	
所管部署	消防局予防課 指導担当		
標準処理期間	3日	法定処理期間	なし
<p>【審査基準】 再交付は、火薬類取締法第17条第8項の規定に適合するときに行うものとする。</p>			
所管課	予防課 指導担当	処理番号	予No.18